## 東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(アドバンストモデル)

建築物名称	Shamaison Kitasuna
作成年月日	R7. 5. 21

			必須	[項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		1	1	4	4	1		5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	13	13	2	1			15
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	12	12	38	17			50
別表2 計			25	25	40	18	18		65
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	4	4	9	3			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	10	10	6	1			16
別表3 計			14	14	15	4	1		29
別表 4	子育て支援施設やキッス	ズルーム等に関する基準	0		5	1			5
別表 5	管理・運営に関する基準	丰	4	4	3	0			7
別表 6	区市町村からの意見の原	<b>反映に関する基準</b>	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		4	4	9	1	1		13
	合計		44	44	68	27		26	112
	チェック絹	果	O	K		0	K		

			必須	[項目		選択	項目		
	既存・こ	收修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	0	1		5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	5	0	48	0			53
別表 2 計			13	0	56	0	15		69
別表 3-1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	12	0			15
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表3 計			5	0	26	0	4		31
別表 4	子育て支援施設やキック	ズルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	<b>#</b>	4	0	3	0			7
別表 6	区市町村からの意見の原	<b>文映に関する基準</b>	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		4	0	9	0	1		13
	合計		22	0	96	0		26	118
	チェック絹	<b>法果</b>							

別表1 立地に関する基準

	項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	- 摂日		<b>基</b> 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子供の遊 び場所	どが一つ以上 (1) 子育てひ (2) 児童館や	ら徒歩圏内 (おおむね800m以内(注1)) に次の施設な あること。 >ろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 図書館など、子供が室内で過ごせる施設 「べる広場、公園や緑地など			□ 選択	□選択	■ 必須	□選択	北砂公園、城東公園、仙台堀川公園
2	保育、教 育施設等	どが一つ以上 (1) 保育所、	ら徒歩圏内 (おおむね800m以内(注1)) に次の施設な あること。 幼稚園などの保育、教育施設 び学童クラブなどの教育施設など			□ 選択	□ 選択	■ 選択	□選択	小名木川小学校、亀高小学校ほか 小学校多数、砂町友愛園
3	医療施設		ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳・供が受診できる医療施設が一つ以上あること。			□ 選択	□ 選択	■ 選択	□ 選択	たち内科小児科クリニック、柳沢 ファミリークリニック
4	生活利便施設等	どが一つ以上 (1) 鉄道駅や (2) 食料品や (3) 銀行、郵				□ 選択	□選択	■選択	□ 選択	バス停:北砂五丁目、北砂七丁目 まいばすけっと多数
5	施設 次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動				□ 選択	□選択	■選択	□選択	砂町銀座商店街 ハロウィンパレード、夏祭りほか	
			適合項目数	必 — 選 O		必須 — 選択 0	必須 — 選択 0	必 須 選 报 4	必須 — 選択 0	

<sup>|</sup> 注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。 注2 0~3歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新多	Ę.	既存・	改修	新	築	既存・	改修	新	築	既存	·改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな いチェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が50mm以下としたもの(2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの 4 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3 ㎡以上9 ㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2 未満であること。 ウ 間口(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。					□ 選択		□ 選択		■ 必須		□ 選択		1 くつずりと玄関外側の高低差は20mm以下、くつずりと玄関土間の高低差は5mm以下。3 20mm以下の単純段差または高低差120mm以下、またぎ高さ180mm以下、手すりを設置 4 180mm以下のまたぎ段差とし、手すり用壁下地を設置 5 該当なし
2	転落防止 ・に に 吹防止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段(開放されている側に限る) (7) 原則床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に違するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。 (2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ、100mm以上(200mm推奨)の柵で開うか、手すりから600mmとにの距離を確保して配置するなど、転落防止措置を請じること。	<ul><li>□ 必須</li></ul>		<ul><li>□ 必須</li><li>□ 必須</li></ul>		<ul><li>□ 必須</li><li>□ 必須</li></ul>		<ul><li>□ 必須</li><li>□ 必須</li></ul>		■ 必須		□ 必須		転落防止のための手摺は足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とする。かつ、下記基準に適合させる。 ア (ア)床面から1100mm以上 (イ)足がかりとなりにくい措置を講じる イ サービスパルコニーに面する窓は床から1100mmを超える高さとする。 ※パルコニーと2階以上の窓に対する対策  室外機は手摺から600mm以上の距離を確保、または常時出入りをしないサービスパルコニーに設置、または地上に設置、サービスパルコニーに面する窓は床から1100mm
		(3) がルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の 設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない 位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な 措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□必須		□必須		■ 必須		□必須		を超える高さとする。 クレセント鍵をサッシ跨ぎ +1400mmの高さに設置
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落 下物による危険防止措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		鍵付きクレセントを使用

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セー	-フテ	イ				セレ	クト			ア	・バンフ	スト		
				新築		既存・	改修		新舞	<b></b>	既存	・改修		沂築		既存	・改修	
項目		基準		当する音 位等がた い場合	B		必須で該 当する部 位等がな いチェック			当する部 位等がな		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		当する 位等が い場合	部な		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
シックハ ウス対策	用いる特定級 のある建築村	基材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示 オ料等(ホルムアルデヒト発散建築材料に該当しないも		須		必須			必須		□ 必須	Ī	■必	頁 <b>□</b>		□ 必須 ※1		仕上材、下地材はすべてF☆☆☆ ☆のものを選定
	(1) 防犯対策用	の鍵を使用する。		須		必須		_ ·	必須				■必	Ą [		〕 必須		ピッキング不可の鍵を使用
防犯対策	(2) 室内との通	活機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。		須 🗆		必須		s	必須		□ 必須	i 🗆		ğ .		〕 必須		TVモニター付きインターホンを各 住戸前・風除室に設置
	のには、避動 フィルム、動 有効な措置を	雑計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯 建付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に を講じる。		須		必須			必須		□必須		■必	Į [		〕 必須		1階バルコニーについては合わせ ガラスとする。
界床の防 音性の確	ア 床スラン 鉄筋コン ンクリ・ の面密	ブ厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の ンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コ ート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等 度を有するものとする。						☐ ì	選択		□選打		<b>■</b> &	Į [		〕選択		LH-55等級相当以上
保	床衝撃す の遮音性 級相当」	音レベルに対して、JIS A 1419-2(建築物及び建築部材 生能の評価方法)による床衝撃音遮断性能 Li,r,H-55等 以上とする。																
	ど、遮音性	を確保するための方策を講じる。		$\perp$				□ i	選択		□ 選抜			頁 ■	45	選択		該当なし
	ア 界壁の原 鉄筋コン ンクリー の面密原	厚みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の レクリート造、祭骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コ トト造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等 度を有するものとする。						□ ì	選択		□ 選打		<b>■</b> 必	頁 □		選択		ア 該当なし イ Rr-50等級相当以上
界壁の防									/			/					/	
音性の確 保	(2) が、当該界5	差の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けな						 	<b>明本語</b>			, /	ين ا	a r		7 発択		コンセントボックス、スイッチ ボックスその他は界壁の対面する 位置に界壁を書き込んで設けな
								,	211				_ %5.			J 1211		い。 界壁とボード類の間に点付けによ る空隙を生じさせない。
								□ i	選択		□ 選抜			頁		選択		該当なし
開口部の 防音性の								i	選択		□選排		■ ××	頁 □		選択		T-1等級相当以上
確保	JIS A 4706 する。	(サッシ) による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用											□ 選	R	1.			
抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応								☐ ì	選択		□ 選#		■ 選:	R		選択		SIAA基準を満たした抗菌加工を施 したトイレ設備を使用
		適合項目数	必須	0	必須		0	必須選		0	必須選	0	必須選	13		ĺ	0	
	シウ     防       外音保     界音保       型     内       ののの     のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		タ生戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に 用いる特定建材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示 のある建築材料等(ホルムアルデヒト発散建築材料に該当しないも の)とする。  (1) 防犯対策用の鍵を使用する。  (2) 室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。 (3) バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するも のには、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯 フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に 有効な措置を講じる。  (1) 界床の仕様は次のいずれかとする。 ア 床スラブ厚が200m以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の 鉄筋コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等 の面密度を有するものとする。  (4) JIS A 1418-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による 床衝撃音レベルに対して、JIS A 1419-2 (建築物及び建築部材 の避害存を付するための方策を講じる。 (5) 光造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するな と、遮音性を確保するための方策を講じる。 ア 界壁の作様は次のいずれかとする。 ア 界壁の作様は次のいずれかとする。 ア 界壁の厚みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の 鉄筋コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等 の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)に よる音響透過損失等被は一50等級相当以上とする。 イ JIS A 1419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)に よる音響透過損失等被は一50等級相当以上とする。 の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)に よる音響透過損失等被は一50等級相当以上でありたで設けない。 また、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁の両側の対面する位置に当等形壁を大き込んで設けない。 第15 A 4706 (サッシ)による遮音性能下1等級相当以上の材料を使用する。 ガを強性を確保するための方策を講じる。 JIS A 4706 (サッシ)による遮音性能下1等級相当以上の材料を使用する。 JIS A 4706 (サッシ)による遮音性能下2等級相当以上の材料を使用する。 メルカイルス対応 が直に、抗菌、防力に、抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものな グイルス対応	マリー な		英雄		基準	現在   現在   現在   現在   現在   現在   現在   現在	現目 基準	項目 基準	新務   既存・改修   第4下級   第4下M   第4下M	類様   類様   類様   類様   類様   類様   類様   類様	現出	新選   新選   新選   新選   新選   新選   新選   新選	選集   現在   選集   現在   選集   現在   選集   現在   選集   選集   選集   選集   選集   選集   選集   選	項目	新名   既存の改善   野名   既存の改善   野名   既存の改善   野名   既存の改善   日本の表   日本

<sup>※1</sup> 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

<sup>※2</sup> 遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	フティ		セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築	既存·改修	新針	築	既存·	改修	新針	į.	既存・改	女修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	信	必須で該当する部 立等がない場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するととも に、吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防 止カバー等指挟み防止措置を講じる。			□ 選択		□ 選択		■ 必須		□ 選択		ドアクローザーを設置。 吊元に はドアの開閉時に隙間に指を押 し込むことができないようなゴ ム材を設置し、指はさみ防止措 置を講じる。
1	玄関	(2) ベビーカー等置場 幺関角辺への半場ペクローセット的(月頭丸側配直寺による) A ペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設け る。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住 戸敷の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確 保する。			□ 選択		□ 選択		□選択		□選択		
		(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設 置できる構造になっている。			□ 選択		□ 選択		■ 選択		□選択		手摺を設置。
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照 明を設置する。			□ 選択		□ 選択		■ 選択		□ 選択		人感センサー付き照明を設置。
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変 形追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドア ガードも耐震性に配慮したものとなっている。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の 制御が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。			選択		選択		選択		選択		水栓金具はレバー式・給湯温度 の制御可能・ホース付きとする
2	洗面所・	タッチレス水栓とする。			選択		選択		選択		選択 選択		
2	脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造 になっている。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□選択		
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等 の設備を施す。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm 以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□必須□□	□必須□□	□必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		鍵を床上から1400mmの高さに設置。外から解錠可能なもの。
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			□ 選択		□選択		■ 必須		□選択		浴室の床は水にぬれても滑りに くい仕上げとする。
		<ul><li>(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。</li><li>(4) 呼び出し機能の設置</li></ul>			□ 選択		選択		■選択		□選択		浴槽の出入りのための手摺を設置する。
3	浴室	(4) 呼び出し機能の取風 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。 (5) 広さの確保			□ 選択		□ 選択		■選択		選択		浴室からリビングへの呼び出し チャイムを設置。 内寸1.4m×1.8m=2.52㎡以上確
		内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。			選択		選択	_	■ 必須		選択		(R) 1.4m×1.8m—2.32m以上作 (R)
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等と する。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式			選択		選択		■選択		選択		水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具 等とする。給湯のための水栓金 具は火傷防止カバーを設置。
		になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。 (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥破の設置			選択		選択		選択 選択		選択 選択 選択		浴室暖房乾燥機を設置する。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セーフ	フティ			せし	<b>ンクト</b>			アドバ	ンスト		
			新	築	既存·	改修		新築	既存•	改修	新	<b></b>	既存·	改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	・表記のある図面番号、計画の内容 等
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方につい て、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。) が500mm以上を確保する。					□選	択	選択		■選択		□ 選択		便器と壁の間を500mm以上確保。
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。					□ 選	択	□ 選択		■選択		□ 選択		手摺を設ける。
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□ 必須		□必須			須	□ 必須		■ 必須		□ 必須		扉に外から解錠できる鍵を設 置。
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。					□ 選	択	□ 選択		■ 必須		□ 必須		外開きとする。
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式 キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とす る。					□ 選	択	□選択		□ 選択		□ 選択		
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広 さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとす ス					□ 選	択	選択		■選択		□ 選択		ダイニングとリビングをあわせて10㎡以上とし、動線や広さに配慮した間取りとする。
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給 湯温度の制御が可能な水栓金具とする。					□ 選	択	選択		■選択		□ 選択		レバー式の操作しやすい形状と し、給湯温度の制御が可能な水 栓とする。
5	台所	タッチレス水栓とする。 (4) チャイルドフェンスの設置等					□ 選	択	選択		□ 選択		□ 選択		
		調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。					□ 選	択	選択		□ 選択		□ 選択		
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。	□ 必須		□必須	П		須 口	□ 必須	Гп	■必須	П	□ 必須	ГП	チャイルドロックを設置。
		ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。	□ 必須		□ 必須		選	۔ ا	→ 選択		□選択		□ 選択		
		(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。					□ 選	択 /	□ 選択		■選択		□ 選択		ビルトインタイプの食洗器を設 置。
		(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。					□ 選	択	□ 選択		□ 必須		□ 選択		吊戸棚なし。
		(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを 防止するための対策を講じる。 〇吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満) がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。 ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。 この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(人居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する閉き戸には、閉顧速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急渡に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。 居室間や主要な通路上に配置される開き戸					□ 選	択	□選択		■ 必須		□ 選択		指はさみ防止商品を用意し、入 居者に周知する。
6	建具	トイレや洗面所等に配置される開き戸 (2) 引き戸					□ 選	択	選択		選択		□ 選択		
		100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。					□選	択	選択		■ 必須		□ 選択		ソフトクローズ仕様とする。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	'ティ	せり	レクト	アドバ	シスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当すで 位等がな い場合 チェック	当する部 位等がな い場合	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記ののな凶団俳ク、計画が174 等
		(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm 以上13mm未満)がない構造とする。			選択	選択	■必須□	選択	安全性に配慮した仕様をし、5mm 以上13mm未満の隙間がない構造 とする
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なもの とするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、 取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとす る。			□選択	□選択	■必須□	□選択	開き戸をすべてレバーハンドル、引き戸をすべて安全配慮引手、折れ戸をすべて面をとった把手とする。
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガ ラスとするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講 じる。			□選択	選択	□必須 ■	□選択	該当なし
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチ にすることにより、子供でも使いやすいものとする。			□選択	選択	□選択	□選択	
		(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込ん だりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセン トを使用する。			□選択	選択	□選択	□選択	
7	居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 〈算定式〉 (S1+S2) /当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) × (当該収納部分の高さ(cm) /180)			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室 内に設置する。			□選択	選択	■選択	□選択	吊り下げ式物干器具を室内に設 置。
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行 い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に 配慮した形状・仕上げとする。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることので きるような構造とする。			□選択	選択	□選択	□選択	
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。			選択	選択	選択	選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セーフ	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新	築	既存·	改修	新	築	既存·	改修	新	<b></b>	既存·	·改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	- 表記のある図面番号、計画の内容 等
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講 じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならない ようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないよ うにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する (消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。	□必須		□必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□必須		ア 該当なし イ 室外機を手摺から離して設 置、またはサービスバルコニー に設置、または1階に設置 ウ 足がかりとならない高さ エ 該当なし
		(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ 登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は 手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措 置を講じる。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□選択		
	住戸内通	(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm (柱等の箇所にあっては750mm) 以上を 確保する。 (2) 住戸内出入口の幅員					選択		選択		■選択		□ 選択		住戸内通路の幅員は780mm以上を確保。
9	路及び出入口	住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 (玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては 建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅 員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により 確保できる部分の長さを含む。) は750mm (浴室の出入口にあって は500mm) 以上を確保する。					□ 選択		選択		□ 選択		選択		
10	住戸内階	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 っただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 っただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 っただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 ったがした。から、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ウアに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (7) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分でが、10) 180度屈曲部分が30円がまることでは、アの人での踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分。(7) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分。(7) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分					□選択		□選択		□ 必须	•	□選択		該当なし
		(2) チャッツのとし 少なくとも片側 (勾配が45度を超える場合は両側) に、かつ、踏面 の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。 (3) チャイルドフェンスの設置等					選択	/	選択		□ 必須		選択		該当なし
		(3) サイオルドノエンスの数値等である場所への子供の進入を助止するため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。					□ 選択		選択		□ 選択		選択		

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			t	レクト				アドバ	ンスト		
			Ä	<b>沂築</b>	既存·	改修		新築	į	既存・改作	修	新	築	既和	存・改修	*******************************
項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で 当する 位等が い場合 チェッ	E B	位等い場	順で該 する部 等がな 場合 エック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
テレワー 11 クスペー ス	テレワーク> (照明、Wi- を整備する。	スペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備 Fi接続が可能なインターネット環境、コンセント等)						選択		選択		□ 選択		□選	択	
12 その他	その他、子育	育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。						選択		選択		□ 選択		□ 選	択	
		適合項目数	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0		必須	12	必須	0	
		過口視日数	選択				選択	0	選択	0		選択	17	選択	0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セーフ	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
				新	築	既存•	改修	彩	築	既存・	改修	新	築	既存·	改修	
	項日		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	転落防止 ・落下物 ・による危 険防止	止するためた れない れない ただし ただし に 高 う 手すりの (7) 原貝 (4) 腰 り っ で イ ・ (8) 1 等 800mmbJ	U床面 (階段にあっては婚面の先端) から1,100mm以上,200mm提換) に達するよう設けられていること。 突等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 そが、床面 (階段にあっては婚面の先端) 及び腰壁等 学の高さが650mm末満の場合に限る。) からの高さが 内の高分に存するものの相互の間隔は、内弦寸法で	□ 必須		□ 必須		□ 必須	t 🗆	□ 必須		□ 必須		□ 必須		共用廊下と共用階段はすべて屋 内に計画する。
		ウ 入居者の 以上の高 (2) 窓、開放廊1	下 (90mm推奨) であること。 D 1帯の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm もさに達するよう設置すること。 で発酵及の直下に道路,通路、出入口がある場合は、落 減減5mkの上間緩を講じること。	□必須		□必須		□ 必須	i 🗆	□必須		■ 必須		□ 必須		鍵付きのクレセント錠を計画。
2	転倒防止	の床面は、同 安全に利用で	Rに至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床 同に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が できるよう、滑りにくい材料を使用する。					□ 選抄		□ 選択		■ 必須		□ 選択		滑りにくい材料とする。
3	衝突防止	透明ガラスに か、衝突防山	スポールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな は、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとする Eシールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		衝突防止シールを設置。
4	避難経路 における 安全確保	のや、複雑な	らる建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なも は機構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供に いものとする。					□ 選択		□ 選択		■ 必須		□ 選択		避難経路にある門扉はレバーハ  ンドルとする。
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道	<b>首と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。</b>					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
6	防犯対策	防犯カメラの 中廊下型やコ	「るものなど、防犯対策を講じるていること。 認置等の防犯対策を講じること。 す型の住棟など共用部が開鎖空間となる場合は、オー マテムを導入する。					<ul><li>□ 選扔</li><li>□ 選扔</li></ul>		<ul><li>□ 選択</li><li>□ 選択</li></ul>		■ 選択		<ul><li>□ 選択</li></ul>		防犯カメラ・オートロックを設 置。
			rるものなど、防災に関する対策を講じていること。													
7	防災対策	防災備蓄倉庫	P住宅の登録を受けている。 E、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築 対策を講じている。					<ul><li>□ 選扔</li><li>□ 選扔</li></ul>	+	選択 選択		□ 選択		選択		
		受変電設備、 か、浸水経路	山家発電設備などの電気設備を上階に配置している 4にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じ - 嚢の準備などを行っている。					□ 選扔		□選択		□ 選択		□選択		
	省エネ・ 再エネ対 策	ていること。 東京ゼロエミ	Fるものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じ 主性宅やZEHの認証を取得している。 技術及び審電池設備の設置等再エネの取組を講じてい					<ul><li>□ 選扔</li><li>□ 選扔</li></ul>	_	□ 選択		□選択		□ 選択		太陽光発電設備を設置。本補助 金以外には東京都への補助金申 請はなし。
		る。   以下の例示する#   るような取組を#	放組など、認定を受けた集合住宅の中占流通が促進され 構じること					_ ~=1						_ ~ ~		
9	中古流通 促進		Eの認定を取得している					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		1
		(2) 瑕疵保険検査	E基準への適合							□ 選択				□ 選択		1
			適合項目数	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	4 3	必須選択	0	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	ティ		セレ	クト		アドバンスト				
			新築	既存·改修	剃	í築	既存·	改修	新多	乾	既存	·改修	
項目		基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で診 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			□選排		□選択		■ 必須		□選択		特定経路は段差を設けない。
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□ 選护		□ 選択		■ 必須		□ 選択		該当なし。
1	アプロー チ、共用 廊下	(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には次の基準に適合する傾斜路を設ける。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも斤側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごとに路幅が1,500mm以上の類り場を設ける。 は対路の増点又は路気に、ベビーカーで単いす等か安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設け			□ 選护		□ 選択		■ 必須		□ 選択		ア 傾斜路の幅員は1.2mを確保、 勾配は1/12以下 イ 手摺を800mmから850mmの位置 に設置。 ウ 該当なし エ 傾斜路の終点は平坦とし、両 側は外壁となる位置とする。
		(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			□選択		□選択		□選択		□ 選択		
	エレベーター	地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合 は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に 対処できるよう配慮されている。 (4) かご内及い架陸ロビーに、現住個値を表示する装直を設直する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビー にホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設 備を設置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、 混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。			□選打		□選択		■ 必須		□ 選択		1 出入口有効幅員800mm以上確保、
		(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			□選が		□選択		■ 必須		□ 選択		地震時管制運転装置、戸開走行保 護装置を設置
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			□選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

		セーフ	ティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当すが部 位等がな い場合 チェック	必領で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3 共用階段	(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、路面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。 イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。 エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。 オ 階度及び帰り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。  歴史全性棟 原下型住棟屋内階段 原下型住棟屋外階段 1,000mm以上 1,200mm以上 900mm以上 1,200mm以上 900mm以上 カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の高さの位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばすこととし、端部を壁面又は下部に曲げること。 キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程度の高さとする。 ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。 ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはつきり認識できる照明、角度、位置とする。			□ 選択	□ 選択	■ 必須 □	□選択	ア けあげの寸法は200mm以下、 踏面の寸法は240mm以上、 厳込の 寸法は30mm以下とする イ 最上段の通路等への食い込み 及び最下段の通路等への突出は設けない ウ 厳込板を設置し、段鼻を突出 させない構造とする 踏面にはノンスリップを設ける な 階段及び踊り場の幅は1200mm 以上とする オ 階段及び踊り場の幅は1200mm 以上とする 本 1程を勝面からの高さ800mm から850mmの高さに設け、端部は 200mm以上水平に伸ばし壁面また は200mm以上水平に伸ばし壁面また は中間である また。 は 1200mm以上水平に伸ばし壁面また は 200mm以上水平に伸ばし壁面また は 200mm以上水平に伸ばしを 本は 200mm以上水平に伸ばしを 本は 200mm以上水平に伸ばしを 本は 200mm以上水平に伸ばしを 本は 200mm以上水平に伸ばしを 本は 200mm以上水平に伸ばしを 本は 200mm以上水平に伸ばしまた は 200mm以上水平に伸ばしまた は 200mm以上水平に伸ばしまた は 200mm以上水平に伸ばしまた は 200mm以上水平に伸ばしまた は 200mm以上水平にかまた な 200mmにかまた は 200mmにかまた な 200mmにかまた と 200mmにかまた な 200mmにか 200mmにか 200mm な 200mmにか 200mm な
	(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。			選択	選択	選択	選択	
4 共用玄関	(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。     ア 幅員800mm以上とする。     イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。     管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ設置する。     エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。     オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口を自動施能機能付きの鍵を備えたドアとする。     カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。			□ 選択	□ 選択	■ 必須 □	□ 選択	ア 幅員800mm以上とする。 イ 自動ドアとし、前後に段差を 設けない ウ 該当なし エ 防犯カメラを設置 オ 共用玄関以外の共用出入口を 自動・旋機能付きの鍵を設置 カ 共用玄関付近に郵便受けを設置
	(2) 宅配ボックスを設置する。			□選択	□選択	■ 選択	□選択	宅配ボックスを設置
	(3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			セレ	クト	アド	バンスト	
				築	既存•	改修	新築    既存·改修		既存·改修	新築	既存·改修	
項目		基準		必須で該 当する部 位等かな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな トエック		必須で該 当するが 位場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	当する部	当する部 位等がな い場合	表記のある図面番号、計画の内容等
	危険個所 等への進 入防止	屋上、受水槽、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により設置できない場合はその限りではない)。	□必須		□必須		□ 必須		□必須□	■必須□	□必須□	屋上への入り口は屋上点検口のみとする。
	ごみ集積 所	所管の自治体と事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせたごみ集積所を設置する。 設置に当たっては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配慮した設計とする。	□必須		□ 必須		□ 必須		□必須□□	■ 必須 □		江東区の基準に基づいて計画。利 便性に配慮し、24時間ゴミ出し可能な計画とする。定期的に管理会 社が巡回し、維持管理・安全管理 を徹底する。
	月転車置 場	所管の自治体において定めている設置基準等を満たした自転車置場 とするとともに、子供用自転車等を平置きできるスペースを設け る。屋外に設置する場合は、屋根付とする。 所管の自治体に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上 を置くことができる自転車置場を設置する。					□ 選択		□選択	■必須□	選択	江東区マンション等の建設に関する条例に基づいて計画。子供用自 転車を平置きできる屋根付スペー スを設ける。
	ワーキン 8 グスペー ス	ワーキングスペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキングスペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 複数の利用者が一度に利用できる机、椅子 イ セキュリティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照明、コンセント等の設備 ウ 個室、半個室や可変可能なパーテーション					□ 選択		□ 選択	選択	□選択	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0	必 須	0	必須	0	必 須 0	必 10	必 0	
			選択	0	選択	0	選択	0	選 0	選 1	選 7	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	- 表記のある図面番号、計画の内容等
	*契口	次中	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子育で支援施設	子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日行56福児母第900号。(以下「指導要綱」という。))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
2	キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3 の規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルーム を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース			□ 選択	□選択	□ 選択	□選択	
3	集会室や交流スペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。  集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合は前項の基準を満たす。			□ 選択	選択	■ 選択	□選択	交流ラウンジを設置。 段差を設けない計画とし、3~8の 必須項目を満たした仕様とする 別表3-1) 段差を設けない計画と し、2,3を満たした仕様とする 別表3-2) 1の必須項目を満たした 仕様とする
4	屋外スペース	(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□選択	
		(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備			選択	選択	□ 選択	□選択	
		適合項目数	選 0	選 10	選 0	選 0	選 1	選 0	

別表5 管理・運営に関する基準

項目	基準		フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	- 表記のある図面番号、計画の内容等
- 4月日	<b>卷中</b>	新築	既存・改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定 程度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
住宅計 画、 第八日 東で 京の配 ・ 成 ・ 車項	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、子育で支援のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 必可除可別等人の販売の小型を受けないことを確実に説明する。 (4) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (5) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを説明する。 (6) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育て世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する局を間知する。 (7) 入居者契約時 (7) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (4) 人居者が子育で支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 住事車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等の基本的事項のほか、「人と人との距離の確保」表で基本的な抗ウィルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。 また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (お) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることなど、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法、使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			□ 選択	□ 選択	■ 必須※	□ 必須 ※	ア 募集・販売広告やホームページ等に本制度を利用している旨を 接載。子育て世帯以外の世帯の応 募があった場合は、当該住宅が子 育でに配慮した住宅であることを 説明する。 イ 入居者募集時に情報提供した 各種情報にごいて、資料を用いて 明確に説明する。自転車置き場や ゴミ集積所については、ルールを 定め、確実に説明する。

別表5 管理・運営に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等
	- 快日	盗中 -	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	住宅計 乗 馬 八 京 八 京 八 配 電 事 項 電 事 項	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮以下に例示するものなど、十百て又援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所置上森へ自治族等事単原的港省気和成や一時頂がリーレスの便任 イ 近隣医療施設等と連携した依間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育て支援サービスとして知事が認めたもの子育て支援サービスとして知事が認めたもの子育て支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 ヤ 育て支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択 □ ※	•
2	安心して 日常生活 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルー ム、屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを 掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られ るよう、継続的に周知していくこと。			□ 選択 ※	□ 選択	■ 必須	□ 必須	入居者アプリ等にて、基本的な ルールの継続的な周知徹底
		(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育で支援施設などの地域の子育 て支援情報など子育でに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧 等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択	□ 選択 ※	■ 必須 ※	□ 必須	掲示板を設置し、子育てに関する 情報を周知徹底。

別表5 管理・運営に関する基準

項目			基準		フティ	セレ	クト	アドバ	ベンスト	表記のある図面番号、計画の内容等	
	-共口		<b></b>	新築	既存・改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	<b>双心のの公園田宙方、計画の内谷寺</b>	
3	コミィのた慮って酸めの項	目的として、ルスへ プログライン サイマ 子 新 防 代 主 不 子 新 防 代 主 名 来 の か に な と か か か は 住 E B が の ア イ ア イ ア イ ア イ カ か は 生 E B の が の ア イ ア ア イ ア ア イ ア イ ア イ ア イ ア イ ア イ ア	ミュニアィが形成されていくざっかけをつくることを以下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施するパーティー ムパーティー ニースを活用した絵本の読み聞かせ会った子供用品の貸し借り会、フリーマーケットのよべり会、パパ会、ママ会のラジオ体操などのイベントを特別などによる各種イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニのためのイベント等			□ 選択	□ 選択	■ 必須※	□ 必須※	ウ 不用品の貸し借り回を実施することで、入居者同士が顔をあわせる機会を増やし、交流のきっかけを創出する。また、子供服やベビー用品の貸し借りを通じて、深つの、情報交換や悩みの共有のとなっかけを創出する。入居者同士の甲虫を促進させ、マンション全体のコミュニティを豊かにする計画とする。	
	4	地域コミュコ 以下の例示す ア 地域の人 イ 町会・自 防犯活動 ウ 地域で活 エ WEBの	交流の機会の創出 ティとの交流のきっかけをつくることを目的として、 る取組などを年に数回、継続的に実施する。 も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント 治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、 やお祭りなど様々な取組への参加 動しているNPO等と連携した地域交流イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニ のためのイベント等			□ 選択	□ 選択 ※	□ 選択	□ 選択 ※		
	•		<b>富</b> 人西日彩。	必 —		必 —	必 —	必 4	必 須 0		
			適合項目数	選 0		選 0	選 0	選 0	選 0		

 業
 0
 選
 0
 選
 0
 選
 0
 選
 0
 選
 0
 選
 0
 選
 0
 選
 0
 規
 0
 提
 0
 規
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 提
 0
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2<

## 別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

	項目		基準	セー	・フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	表記のある図面番号、計画の内容等
1	- 快口		₩.		既存・改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	区市町村 1 からの意 見の反映	育て支援サー	第4に規定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子 支援サービス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等 置又は子育て支援サービスの提供を実施すること。			□ 選択	□選択	□ 選択	□ 選択	
			適合項目数	選 7		選 0	選 0	選 0	選 0	